

次期総合5か年計画策定に向けた意見募集業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年10月2日

企画振興部 総合政策課長

1 業務の概要

（1）業務名

次期総合5か年計画策定に向けた意見募集業務

（2）業務の目的

次期計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や本県が抱える様々な課題を踏まえ、多様な県民の意見やニーズを幅広く把握し、計画に反映することが重要であるため、以下のイベント等を実施し、県民の次期計画への関心を喚起するとともに、その策定に向けた意見を広く募集することを目的とする。

① 若年層や女性を中心に多くの県民が参加したくなるイベント

② 県公式LINEを活用したアンケート

（3）業務内容

① イベントの企画立案及び開催・運営に係る業務全般

② 県公式LINEを活用したアンケートの実施（特典の配布等を含む）、収集及び分析等

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※ 仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性があります。

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

① 以下の具体的内容を含むイベントのプログラム企画

ア 当日のプログラム内容

イ 開催場所

ウ メインゲスト及びテーマゲスト

※テーマゲストは以下のテーマについてそれぞれ提案すること。

・人口減少（信州未来共創戦略の旗に関連するもの）

・A I

・未来へ守りたい長野県の価値

・（任意）その他業務の目的を達成するために資するもの

エ 参加者からの意見の募集・聴取方法

② 広報活動の内容及び方法

③ 以下の具体的内容を含むアンケートの実施方法

ア アンケートの設問例及びイベントとの連動方法

イ 回答数を確保するための特典の内容、配布人数及び配布方法

ウ 回答結果の集計・分析方法

- ④ 事業実施体制
- ⑤ 全体スケジュール
- ⑥ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和9年3月30日まで

(8) 費用の上限額

3,152,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「その他の契約」の欄の等級が A 又は B に区分されている者であること。
- (6) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (7) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企画振興部総合政策課計画係
電話	026-235-7014
ファックス	026-235-7471
メール	keikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年10月8日（木）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 3（4）に同じ。（FAX、メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企画振興部総合政策課に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により企画振興部総合政策課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企画振興部総合政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和8年10月6日（火）午後4時から
- (2) 開催方法 オンライン方式

(3) 留意事項

- ① 説明会の参加希望者は令和8年 10 月 5 日（月）午後5時までに、3（4）にメールにより申込を行ってください。
- ② 説明会の参加は任意です。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 令和8年 10 月 13 日（火）までに業務等質問書（様式第6号）を FAX 又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 企画振興部総合政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年 10 月 15 日（木）までに長野県公式ホームページで公表します。個別具体的な内容は同日までに FAX 又はメール等により回答します

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

企画提案書、「1（5）企画提案を求める具体的内容の項目」の内容がわかるもの、会社概要又は会社概要のパンフレット、経費の見積書

(2) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。企画提案書以外については自由様式。

(3) 提出書類記載上の留意事項

- ① 経費の見積書は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 当該業務の一部を再委託する場合はその内容が分かる記載をすること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付期間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付方法 令和8年 10 月 13 日（火）までに業務等質問書（様式第6号）を FAX 又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 原則として非公開とし、質問者に対しては FAX 又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年 10 月 19 日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3（4）に同じ。（メールも同様）
- ③ 提出部数（持参又は郵送の場合） 7部
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。ただし、郵送の場合は提出期限までに企画振興部総合政策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
プログラムに関する企画内容	・業務目的を踏まえ、プログラムの企画が魅力的かつ創意工夫に富んだ内容となっているか。 ・実現性がある提案となっているか。	40
広報活動の充実度	・次期計画策定に当たってのイベント開催等に向けて、多角的かつ効果的な情報発信の提案となっているか。	10
アンケート及び特典配布の実施方法	・アンケートの実施方法が効果的で、特典の配布と併せて多くの意見の募集が期待できる提案となっているか。 ・回答結果の集計・分析方法が効率的で魅力的な提案となっているか。	15
業務実施体制	・運営スタッフの配置や業務管理の体制が適切か。 ・類似事業の履行実績は、本業務で成果が期待できる内容か。	15
スケジュール	・スケジュールが明確かつ確実に実施可能か。	10
業務に要する経費及びその内訳	・経費の合計額が上限の範囲内で、提案に見合った適切な金額となっているか。 ・事業に必要な経費の内訳や算定根拠が明確に示されており、費用対効果の高い提案となっているか。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点（6（6）のとおり）の合計点について最高点となった者を選定します。なお、審査の結果、最高点となった者について、各審査委員がつけた評価点で 100 点満点中 60 点以下のものがあつた場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所 ※正式に決定した後、各応募者へ別途通知します。
ア 日時：令和 8 年 10 月 21 日（水） 午後 1 時 30 分～（予定）
イ 方法：対面実施（予定）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企画振興部総合政策課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により企画振興部総合政策課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部総合政策課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① （8）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企画振興部総合政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- （1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール又はFAXによる場合は当該日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を企画振興部総合政策課長に提出するものとします。
- （2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- （3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- （4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部総合政策課において閲覧に供します。

10 その他

（1）契約書作成の要否

必要とします。

（2）関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企画振興部総合政策課計画係
電話	026-235-7014
ファックス	026-235-7471
メール	keikaku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本公募は令和8年度9月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。本件契約の締結は令和8年度9月補正予算の成立及び当該予算が執行可能になることが前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。